

福岡徳洲会病院施設基準一覧

[基本診療料]

- 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 一般病棟入院基本料（区分：急性期病院 A 一般入院料）
- 急性期総合体制加算 3
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算 1 イ
- 急性期看護補助体制加算（25 対 1 看護補助者 5 割以上）
（夜間看護体制加算、夜間急性期看護補助体制加算（夜間 100 対 1）、看護補助体制充実加算 1）
- 看護職員夜間配置加算 1 イ（夜間 12 対 1 配置加算 1）
- 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- 療養環境加算（436 床）
- 重症者等療養環境特別加算（39 床）
- 産科管理加算 1
- 緩和ケア診療加算
- 摂食障害入院医療管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算 1（イ 医療安全対策地域連携加算 1）
- 感染対策向上加算 1（指導強化加算、微生物学的検査体制加算、抗菌薬適正使用体制加算）
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 報告書管理体制加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算 ※1
- 術後疼痛管理チーム加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算 1（薬剤業務向上加算）
- 病棟薬剤業務実施加算 3
- データ提出加算（イ医療法上の許可病床数が 200 床以上）
- 入退院支援加算 1（入院時支援加算、地域連携診療計画加算、総合機能評価加算）
- 認知症ケア加算 2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 排尿自立支援加算
- 地域医療体制確保加算 2
- 協力対象施設入所者入院加算
- 特定集中治療室管理料 1（22 床）
〔早期離床・リハビリテーション加算、早期栄養介入管理加算、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っている（重症患者対応体制強化加算）、広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務している（広範囲熱傷管理加算）〕
- ハイケアユニット入院医療管理料 1（8 床）（早期栄養介入管理加算）
- 新生児特定集中治療室管理料 2（12 床）
- 新生児治療回復室入院医療管理料（10 床）
- 小児入院医療管理料 2（24 床）〔注 2 に規定する加算（保育士 1 名の場合）、養育支援体制加算、時間外受入体制強化加算〕

※1 ハイリスク分娩管理加算		
2025年	分娩件数	302件
2026.1.1 (現在)	医師数	6名
	助産師数	25名

[入院時食事療養費・入院時生活療養費]

- 入院時食事療養費/生活療養（Ⅰ）

[特掲診療料]

- 外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料の「注 2」に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料 1、3
- 下肢創傷処置管理料
- 地域連携小児夜間・休日診療料の「注 2」、地域連携夜間・休日診療料の「注 2」及び救急外来医学管理料の「注 7」に規定する院内トリアージ実施体制加算
- 救急外来医学管理料 1 及び「同注 3」に規定する救急外来緊急検査対応加算 1
- 救急外来医学管理料の「注 5」に規定する救急時医療情報取得加算
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料 1、連携充実加算
外来腫瘍化学療法診療料の「注 9」に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
- 開放型病院共同指導料（5 床）
- がん治療連携計画策定料
- がん治療連携指導料
- 外来排尿自立指導料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料 1、2
- 歯科治療時医療管理料
- 救急患者連携搬送料 1
- 在宅療養後方支援病院
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- BRCA1/2 遺伝子検査（腫瘍細胞を検体とするもの、血液を検体とするもの）
- 先天性代謝異常症検査
- HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- 検体検査加算（Ⅰ）、（Ⅳ）
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ヘッドアップティルト試験
- 神経学的検査
- 前立腺針生検法（MRI 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- 画像診断管理加算 2
- 遠隔画像診断（受信側）
- ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合又は PSMA イメージング剤を用いた場合を除く）
（がん診療の拠点となる病院）
- ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る）（PET 撮像施設認証、
がん診療の拠点となる病院）
- ポジトロン断層撮影・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合又は PSMA
イメージング剤を用いた場合を除く）（がん診療の拠点となる病院）
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る）
（PET 撮像施設認証、がん診療の拠点となる病院）
- CT 撮影及び MRI 撮影〔16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT、MRI（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満）、
MRI（3 テスラ以上）、64 列以上 128 列未満のマルチスライス CT、128 列以上のマルチスライス CT〕
- 冠動脈 CT 撮影加算
- 血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- 心臓 MRI 撮影加算
- 小児鎮静下 MRI 撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算 1
- 無菌製剤処理料

- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）
- 摂食機能療法の「注 3」に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- がん患者リハビリテーション料
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 認知療法・認知行動療法 1
- 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1
- 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の時間外加算 1
- 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の深夜加算 1
- 硬膜外自家血注入
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算（下肢抹消動脈疾患のリスク評価及び指導管理等を行っている）
- ストーマ合併症加算
- 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）
- CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- 組織拡張器による再建手術〔乳房（再建手術）の場合（内視鏡下よるものを含む）に限る〕（二次再建）
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算※ 2
- 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- 人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- 椎間板酵素注入療法
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 緑内障手術〔緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）〕
- 緑内障手術〔流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術〕
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）
- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRI によるもの）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む）（一次二期的再建及び二次再建）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの、エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの、アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの）
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付埋込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- 大動脈内バルーンパンピング法（IABP 法）
- 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術等
- 腹腔鏡下鼠経ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下胃切除術〔単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）〕及び腹腔鏡下胃切除術〔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）〕

※2 大腿骨近位部骨折後48時間 以内に手術を実施他前年実績	
2025年	132件



- 腹腔鏡下噴門側胃切除術〔単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）〕及び腹腔鏡下噴門側胃切除術〔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）〕
- 腹腔鏡下胃全摘術〔単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）〕及び腹腔鏡下胃全摘術〔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）〕
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術〔膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る〕
- 腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除）
- 体外衝撃波碎石破碎術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援器を用いる場合）
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 外科医療確保特別加算
- 輸血管理料Ⅰ
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）1
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）2
- 麻酔管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）
- 周術期薬剤管理加算
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 高エネルギー放射線治療の乳がんに対する全乳房照射の場合（寡分割照射に限る。）（全乳房照射、前立腺照射）
- 強度変調放射線治療（IMRT）
- 強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に限る。）（全乳房照射、前立腺照射）
- 画像誘導放射線治療加算（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（定位放射線治療・動態追尾法）
- 保険医療機関間の連携による病理診断（受信側）
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製（受信側）
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診（受信側）
- 病理診断管理加算2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料53
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の「注5」
- 入院ベースアップ評価料124

[歯科施設基準]

- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算2
- 歯科外来診療感染対策加算3
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の「注5」